

フレックスタイム制度に関する労使協定

と は、フレックスタイム勤務制について、労働基準法第32条の3の規定に基づき、次のとおり協定する。

(適用対象者)

第1条 総務課所属の従業員を除く、全従業員にフレックスタイム制を採用する。

(清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月 日から翌月 日に至る1ヶ月とする。

(基本労働時間)

第3条 1日の基本労働時間は8時間とする。なお有給休暇を取得した日および事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、基本労働時間労働したものとみなす。

(契約時間)

第4条 清算期間中の契約時間は、「8時間」に「清算期間中の所定労働日数」を乗じて得られた時間とする。

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、午前 時から午後 時までとし、この時間帯は原則として勤務していただかなければならない。ただし、正午から午後1時までには休憩時間とする。

(始業時間帯)

第6条 社員は、午前 時から 時までの間の任意の時刻から始業するものとする。

(終業時間帯)

第7条 社員は、午後 時から 時までの間の任意の時刻から終業するものとする。

(超過労働時間)

第8条 清算期間中の労働時間が第4条に定める契約時間を超過したときは、超過時間を時間外労働とし、時間外労働手当を支給する。

(不足時間)

第9条 清算期間中の労働時間が第4条に定める契約時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間に繰り越すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定は平成 年 月 日から有効とする。有効期間満了の30日前までに会社、従業員代表いずれかからも解除の申し込みがない時は、更に1年間有効とし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

(使用者)

印

(従業員代表)

印